生駒市人権擁護に関する条例（案）

生駒市人権擁護に関する条例（平成６年１２月生駒市条例第３９号）の全部を改正する。

生駒市は、人類普遍の理念である個人の尊厳と基本的人権の尊重に基づき、全ての市民の人権が尊重される差別のない社会を目指し、長きにわたり部落差別の解消をはじめとする取り組みを重ねてきました。

国においても、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律及び部落差別の解消の推進に関する法律が平成２８年に施行されるなど、情報化の進展をはじめとする様々な社会情勢の変化に伴った人権課題に対する法的な整備がなされてきました。

しかしながら、社会には未だに、人種、信条、性別、社会的身分、出身、年齢のほか、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、障がい、疾病、異なる文化的背景やルーツ、社会的属性などによる深刻な差別が存在します。とりわけ、インターネット上においては、匿名性を背景とした誹謗中傷や差別を助長する情報の拡散など、時と場所を選ばず個人の尊厳を傷つける事象が一部に見られます。また、感染症や社会的責任又は職業に由来する本人以外の関係者に及ぶいわれのない偏見や、複数の属性が絡み合うことによって生じる複合的な差別も顕在化しており、人権尊重の理念に反する重大な問題となっています。

こうした現状を厳粛に受け止め、関係法令遵守の下、市、市民及び事業者は、いかなる差別や偏見も許さない姿勢を明確に示さなければなりません。互いの違いを豊かさとして尊重し、多様な個性と価値観を認め合い、誰もがその人らしく、心豊かに安心して暮らすことができる社会を実現するため、不断の努力を重ねていくことを決意し、この条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、全ての人がいかなる理由による差別も受けることなく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの日本国憲法の理念にのっとり、現在もなお存在する差別や情報化の進展等に伴う状況の変化を踏まえ、市、市民及び事業者の責務その他の必要な事項を定めることにより、多様な属性、背景及び価値観を認め合うとともに、全ての人が包摂され、人権が尊重されるまちを実現することを目的とする。

（差別の禁止）

第２条　何人も、人種、信条、性別、社会的身分、出身、年齢、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、障がい、疾病、異なる文化的背景やルーツ、社会的属性その他の事由による不当な差別をしてはならない。

（市の責務）

第３条　市は、第１条の目的を達成するため、国、県、関係行政機関、市民（市内に居住する者及び市内に通勤し、又は通学をする者をいう。以下同じ。）、事業者（市内で事業活動を行うものをいう。以下同じ。）及びその他の団体との連携を図り、人権に関する関係法令に基づき、市政のあらゆる分野において、差別の解消及び人権擁護に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

２　市は、前項の施策を実施するに当たり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第４条　市民は、相互に基本的人権を尊重し、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるとともに、市が実施する人権尊重に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、不当な差別を解消し、人権尊重の社会づくりに寄与するための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する人権尊重に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第２章　個別の人権課題への対応

（障がいを理由とする差別の解消の推進）

第６条　市は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）の趣旨にのっとり、全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障がいを理由とする差別の解消に関し必要な施策を講ずるものとする。

（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の推進）

第７条　市は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成２８年法律第６８号）の趣旨にのっとり、本邦外出身者に対するものであるか否かを問わず、国籍、人種、民族等を理由として差別意識を助長し又は誘発する目的で行われる排他的言動はあってはならないとの認識の下に、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に関し必要な施策を講ずるものとする。

（部落差別の解消の推進）

第８条　市は、部落差別の解消の推進に関する法律（平成２８年法律第１０９号）の趣旨にのっとり、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消に関し必要な施策を講ずるものとする。

（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性についての理解の増進）

第９条　市は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和５年法律第６８号）の趣旨にのっとり、性的

指向又はジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解が必ずしも十分ではないことを踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する市民等の理解を増進するために必要な施策を講ずるものとする。

（インターネット上の誹謗中傷等の防止）

第１０条　市は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、次の各号に掲げることに取り組むものとする。

(1)　インターネットを利用した情報の発信で、誹謗中傷、プライバシーの侵害その他の人権を侵害することを防ぐために必要な教育及び啓発に関すること。

(2)　インターネット上において、市内の特定の地域に関する不当な差別的言動その他の市に関係する差別的情報の発信がある場合であって、市が削除を要請することが必要と認めるときは、当該情報の削除の要請に向けた必要な措置に関すること。

第３章　推進体制及び施策

（人権施策に関する基本計画）

第１１条　市は、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、生駒市人権施策に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

２　市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、生駒市人権施策審議会の意見を聴くものとする。

（教育及び啓発の充実）

第１２条　市は、市民等の人権意識の醸成と向上を図るため、学校教育、社会教育、地域活動その他の社会のあらゆる場において、人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（相談体制の充実）

第１３条　市は、国、県及び関係団体と連携し、相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言、専門的知識を有する機関の紹介等、相談に的確に応じるための体制の充実を図るものとする。

（情報の収集及び調査研究）

第１４条　市は、施策並びに教育及び啓発活動を効果的に推進するため、不当な差別及びその解消のための施策に関する必要な情報の収集及び調査研究（次項において「調査等」という。）を必要に応じて行うものとする。

２　市は、調査等を実施するに当たっては、当該調査等により新たな差別が生じないよう留意しなければならない。

（人権を確かめあう日）

第１５条　人権についての理解と認識を深め、人権意識を高めるため、人権を確かめあう日を設ける。

２　人権を確かめあう日は、毎月１１日とする。

（生駒市人権施策審議会）

第１６条　第１１条第２項に定めるもののほか、不当な差別の解消をはじめとする人権救済のために必要な施策に関することその他人権擁護に関する事項を調査審議するため、生駒市人権施策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、基本計画の策定及び変更並びに前項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。

３　審議会は、委員１０人以内をもって組織する。

４　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　学識経験のある者

(2)　関係団体の代表者

(3)　その他市長が必要と認める者

5　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

6　臨時委員は、当該特別の事項に関して学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

7　委員の任期は、２年とする。ただし、再任されることを妨げない。

8　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

9　臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

10　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第４章　雑則

（委任）

第１７条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和９年１月１１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に策定されている生駒市人権施策に関する基本計画は、第１１条第１項の規定により策定された計画とみなす。

3　この条例の施行の際現に改正前の生駒市人権擁護に関する条例第６条の規定により設置されている生駒市人権施策審議会の委員は、改正後の生駒市人権擁護に関する条例第１６条の規定により設置された生駒市人権施策審議会の委員とみなす。